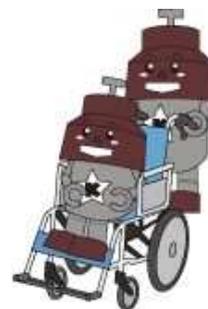
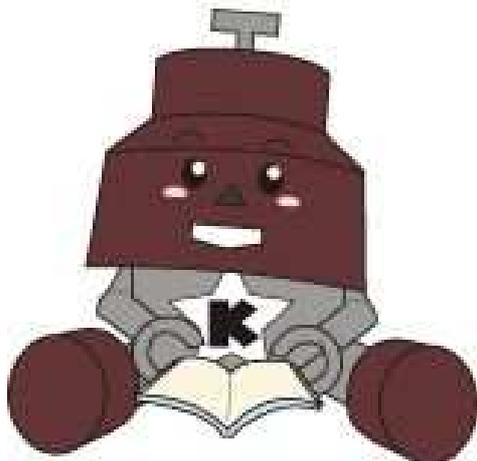
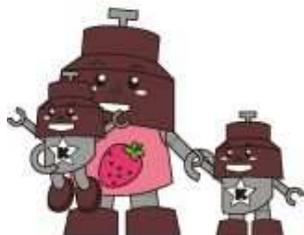


令和7年度版

市税のしおり

市税に関する皆さまの疑問にお答えします



川口市マスコット「きゅぼらん」

あなたの税が活きている
人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口

川口市

市税に関する問い合わせ

課名	問い合わせ内容	窓口	担当係	電話
税制課	○市税の還付 ○市税に関する制度	4階2番	庶務係 税制調査係	259-9022 271-9230
特別債権回収課	○納税課、国保収納課等から移管を受けた市税、国民健康保険税等の滞納整理(不動産公売含む)	4階6番	公債権係	271-9248
納税課	○市税の口座振替 ○市税の納付、納税相談及び滞納整理	4階5番	納税対策係 納税第1~3係 個人市県民税 対策チーム	259-7645 259-7949 259-7672
市民税課	○軽自動車税 ○法人市民税 ○事業所税・市たばこ税・入湯税 ○個人の市・県民税	4階4番	諸税係 市民税第1~4係	259-7633 " " 259-7634~6 259-7245
固定資産税課	○固定資産税(償却資産) ○固定資産税・都市計画税(家屋) ○固定資産税・都市計画税(土地)	4階1番	償却資産係 家屋第1・2係 土地第1・2係	259-7637 259-7640・1 259-7246 259-7638・9 259-7247
国民健康保険課	○国民健康保険税の賦課 ○国民健康保険税の口座振替	2階1番	資格第1・2係	259-7669
国保収納課	○国民健康保険税の納付、納税相談及び滞納整理	4階7番	収納第1・2係	259-7671 259-7673

● 国税・県税に関する問い合わせ

※施設案内図はP31

区分	名称	所在地	電話
国 税	川口税務署	〒332-8666 川口市青木2-2-17	252-5141
	西川口税務署	〒332-8654 川口市西川口4-6-18	253-4061
県 税	川口県税事務所	〒332-0035 川口市西青木2-13-1	252-3571
	自動車税事務所	〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3	コールセンター (0570)-012-229

目次

■ 令和7年度の主な事業	- - - - -	2
■ あなたが納める税金1万円のつかいみち	- - - - -	3
■ 川口市の個人市民税のつかいみち	- - - - -	4
■ 個人市・県民税のしくみ	- - - - -	6
市・県民税Q & A		
・川口市と他市町村の市・県民税額は同じなのでしょうか	- - - - -	8
・川口市に転入したときの市・県民税は	- - - - -	8
・年の途中で退職をしたときの納税方法は	- - - - -	8
・パート収入にかかる税金のしくみは	- - - - -	9
・雑所得とは	- - - - -	9
■ 法人市民税のしくみ	- - - - -	10
■ 固定資産税のしくみ	- - - - -	11
■ 都市計画税のしくみ	- - - - -	12
固定資産税Q & A		
・固定資産の評価替えとは	- - - - -	13
・地価動向と税のしくみはどうなっているの	- - - - -	13
・家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜ	- - - - -	13
・取り壊した家屋に税金がかかるのはなぜ	- - - - -	14
・住宅を取り壊して駐車場にしたのですが	- - - - -	14
・家屋の評価額とは	- - - - -	14
・家屋が年々老朽化していくのに税額が下がらないのはなぜ	- - - - -	14
・年の途中で土地、家屋の売買があった場合は	- - - - -	15
・償却資産とはどんなもの	- - - - -	15
■ 軽自動車税のしくみ	- - - - -	16
軽自動車税Q & A		
・原付バイクを譲った場合の納税義務者はだれ	- - - - -	18
・転入した場合の原付バイクの手続は	- - - - -	18
■ 市たばこ税のしくみ	- - - - -	19
■ 事業所税のしくみ	- - - - -	20
■ 入湯税のしくみ	- - - - -	20
■ 国民健康保険税のしくみ	- - - - -	21
国民健康保険税Q & A		
・会社を退職してアルバイトをしているのですが	- - - - -	22
・就職して社会保険に加入しているのですが	- - - - -	22
・収入がないので所得の申告は不要だと思っていたのですが	- - - - -	22
・病院に行かなくても保険税を納めるのはなぜ	- - - - -	22
■ 市税の納期	- - - - -	23
市税の納付Q & A		
・市税を納める方法	- - - - -	23
・口座振替について	- - - - -	23
・納期限を過ぎてしまったら	- - - - -	24
・延滞金の計算方法	- - - - -	24
・納期限までに納められないとき	- - - - -	24
・差押えとは	- - - - -	24
■ 市税の証明と閲覧	- - - - -	27
■ ふるさと寄附金について	- - - - -	28
施設案内図	- - - - -	30

(このしおりの内容中、税率等については令和7年4月1日現在のものです。)

◆ 令和7年度の主な事業 ◆

令和7年度当初予算は、「川口の元気づくり」のため、今後の発展を見据えた積極的な取り組みにより、過去最大規模の予算を編成しました。
令和7年度の主な事業は次のとおりです。

「3大プロジェクトの完結」

新庁舎建設事業
【24億7,000万円】



「3大プロジェクトの完結」

赤山歴史自然公園整備事業



【令和5年度に完了】

「3大プロジェクトの完結」

川口市立高等学校建設事業



【令和3年度に完了】

「文化・芸術の高揚」

新たな文化芸術活動の拠点の整備
【139億3,500万円】



「地域課題解決に資する

都市基盤整備の推進」

川口駅周辺の都市基盤整備
【6億6,300万円】



「人々の元気に関する施策」

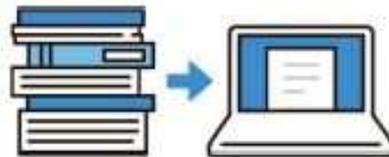
(仮称) 神根総合運動公園の整備
【72億800万円】



「デジタルトランス

フォーメーション (DX) 推進」

市の情報システム環境の整備
【20億2,300万円】

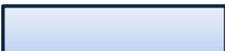


◆ あなたが納める税金1万円のつかいみち ◆

川口市民の方々に納めていただいた市税は、川口市の行政にどのように使われ、どのように役立っているのでしょうか。

みなさんが納める市税の総額を1万円に換算して表すと、おおよそ次のようになり、市民生活の様々な分野に幅広く活かされています。

○税金1万円あたりのつかいみち

民生費		3,568円	★幸せなまちづくりのために…福祉施設の運営、生活扶助、子どもからお年寄りまでの福祉など
衛生費		1,460円	★快適なまちづくりのために…ゴミ処理、環境対策、保健対策など
教育費		1,308円	★人間性あふれるまちづくりのために…学校・幼稚園の運営、スポーツ、社会教育、文化の振興など
総務費		1,145円	★心のかようまちづくりのために…広報・広聴活動、各種統計調査、市役所の運営など
土木費		1,012円	★住みよいまちづくりのために…道路、橋、公園などの整備、 都市計画、市街地整備、緑化の推進、市営住宅など
公債費		885円	★銀行などにお金を返すために…市債の返済、利子の支払いなど
消防費		432円	★消防・救急活動のために…火災予防、消火、救急の出動など
その他		190円	★活力あるまちづくりのために…商工業の振興、金融対策、農業の振興、勤労者の福祉の向上など

※つかいみちの金額は令和7年度一般会計当初予算における一般財源の構成比を基に計算しています。

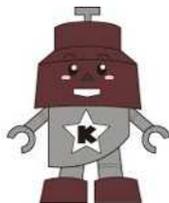
◆ 川口市の個人市民税のつかいみち ◆

川口市民のみなさまが、共通の経費として負担された個人市民税は、川口市の行政にどのように使われ、どのように役立っているのでしょうか。

単身世帯と4人世帯を例に試算した個人市民税額を、令和7年度一般会計歳出予算額の費目ごとの構成比をもとに換算して、そのつかいみちをお示します。

○一日あたりの個人市民税のつかいみち ※一日あたりは年間日数365日として計算

●単身世帯



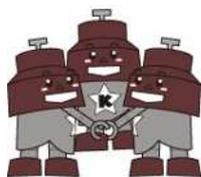
年間収入 300万円 の場合

市民税額 = **216.2円(一日あたり)**

78,900円(年間)

●4人世帯

(本人、妻(主婦)、子(14歳)、子(10歳))



年間収入 300万円 の場合

市民税額 = **157.8円(一日あたり)**

57,600円(年間)

1 こどもからお年寄りまでの福祉に
(保育所運営、生活保護費等)



単身 77.2円

4人 56.3円

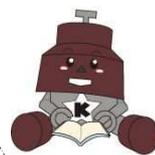
2 ごみ処理、環境、保健対策など



単身 31.6円

4人 23.0円

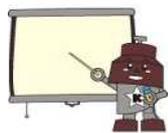
3 学校、生涯学習などに
(学校運営、公民館事業等)



単身 28.1円

4人 20.5円

4 行政の運営に
(庁舎管理、災害対策等)



単身 24.9円

4人 18.2円

5 住みよいまちにするために
(道路、公園の整備等)



単身 21.8円

4人 15.9円

6 銀行などに返すお金



単身 19.2円

4人 14.0円

7 消防・救急活動のために
(消防・救急の出動等)



単身 9.3円

4人 6.9円

8 産業をさかんにするために等
(商工業の振興施策等)



単身 4.1円

4人 3.0円

年間収入 300万円の場合			単身世帯		4人世帯		
			構成比	一日あたり	一年あたり	一日あたり	一年あたり
			100.0%	216.2円	78,900円	157.8円	57,600円
1	子どもからお年寄りまでの福祉に	民生費	35.7%	77.2円	28,167円	56.3円	20,563円
2	ごみ処理、環境、保健対策など	衛生費	14.6%	31.6円	11,519円	23.0円	8,410円
3	学校、生涯学習などに	教育費	13.0%	28.1円	10,257円	20.5円	7,488円
4	行政の運営に	総務費	11.5%	24.9円	9,074円	18.2円	6,624円
5	住みよいまちにするために	土木費	10.1%	21.8円	7,969円	15.9円	5,818円
6	銀行などに返すお金	公債費	8.9%	19.2円	7,022円	14.0円	5,126円
7	消防・救急活動のために	消防費	4.3%	9.3円	3,393円	6.9円	2,477円
8	産業をさかんにするために 等	※	1.9%	4.1円	1,499円	3.0円	1,094円

年間収入 500万円の場合			単身世帯		4人世帯		
			構成比	一日あたり	一年あたり	一日あたり	一年あたり
			100.0%	436.4円	159,300円	382.2円	139,500円
1	子どもからお年寄りまでの福祉に	民生費	35.7%	155.8円	56,870円	136.4円	49,801円
2	ごみ処理、環境、保健対策など	衛生費	14.6%	63.7円	23,258円	55.8円	20,367円
3	学校、生涯学習などに	教育費	13.0%	56.7円	20,709円	49.7円	18,135円
4	行政の運営に	総務費	11.5%	50.2円	18,320円	44.0円	16,042円
5	住みよいまちにするために	土木費	10.1%	44.1円	16,089円	38.6円	14,089円
6	銀行などに返すお金	公債費	8.9%	38.8円	14,178円	34.0円	12,416円
7	消防・救急活動のために	消防費	4.3%	18.8円	6,850円	16.4円	5,999円
8	産業をさかんにするために 等	※	1.9%	8.3円	3,026円	7.3円	2,651円

年間収入 700万円の場合			単身世帯		4人世帯		
			構成比	一日あたり	一年あたり	一日あたり	一年あたり
			100.0%	673.2円	245,700円	618.9円	225,900円
1	子どもからお年寄りまでの福祉に	民生費	35.7%	240.3円	87,715円	220.9円	80,646円
2	ごみ処理、環境、保健対策など	衛生費	14.6%	98.3円	35,872円	90.4円	32,981円
3	学校、生涯学習などに	教育費	13.0%	87.5円	31,941円	80.5円	29,367円
4	行政の運営に	総務費	11.5%	77.4円	28,256円	71.2円	25,979円
5	住みよいまちにするために	土木費	10.1%	68.0円	24,816円	62.5円	22,816円
6	銀行などに返すお金	公債費	8.9%	59.9円	21,867円	55.1円	20,105円
7	消防・救急活動のために	消防費	4.3%	28.9円	10,565円	26.5円	9,714円
8	産業をさかんにするために 等	※	1.9%	12.9円	4,668円	11.8円	4,292円

※商工費、議会費、農業費、労働費、諸支出金、予備費

- ・単身世帯(基礎控除43万円、社会保険料控除・・収入の1割で個人市民税額を計算)
- ・4人世帯(基礎控除43万円、配偶者控除33万円、社会保険料控除・・収入の1割で個人市民税額を計算)
- ・年間収入＝給与収入のみ
- ・各費目の構成比は令和7年度一般会計当初予算における一般財源の構成比としました。
- ・一日あたりは年間日数365日として計算しました。

◆ 個人市・県民税のしくみ ◆

○ 市・県民税の申告について

令和7年1月1日現在川口市に住所のあるかたは、原則として申告をしなければなりません。
ただし、以下の項目に該当するかたは申告の必要はありません。

- ・ 所得税の確定申告をされたかた
- ・ 前年の所得が給与所得のみで、給与支払報告書が、会社から市役所に提出されているかた
- ・ 前年の所得が公的年金等に係る所得のみのかた
(ただし、控除申告が必要なかたは、申告してください。)
- ・ 1月1日現在で生活保護法の規定により、生活扶助を受けているかた
(ただし、前年に収入があったかたは、申告してください。)

<国民健康保険に加入しているかたや、所得に関する証明書(年金・福祉・公営住宅・保育所・児童扶養手当受給・融資関係等の申請のため必要となる場合があります。)が必要なかたは、申告してください。>

○ 税額の算出方法

市・県民税は均等割及び森林環境税並びに所得割から構成され、前年中の所得を基準として計算されます。

■ 均 等 割 …… 4,000円(市民税3,000円・県民税1,000円)

■ 森林環境税 …… 1,000円

令和7年1月1日現在川口市に住所があるかたに、均等割と併せて年額1,000円が徴収されます。その徴収額の全額が、国から森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

■ 所 得 割 …… 一般的に収入金額から必要経費等を差し引いて所得を求め、社会保険料控除・扶養控除・基礎控除等の所得控除額を差し引いた課税総所得金額に決められた税率を掛け、所得割額を算出します。

所得割額＝課税総所得金額×税率

所得割の税率 10% (市民税6%・県民税4%)

※退職所得、土地建物等の譲渡所得などについては、別の方法で税額計算を行います。

○ 納税の方法

市・県民税の納税の方法は、以下のとおりです。

■ 給与からの特別徴収 …… 給与支払者が従業員の毎月の給与から差し引きし、6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法

■ 公的年金からの特別徴収 …… 年金支払者が4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者の公的年金にかかわる市・県民税を公的年金の支給時(年6回)に差し引きし、納税する方法

■ 普通徴収 …… 市役所より納税通知書が送付され、通常6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて本人が直接納税する方法

○市・県民税が非課税になるかた

下記のイからハにあてはまるかたの市・県民税は非課税となります。

- イ. 令和7年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた
- ロ. 令和7年1月1日現在、障害者・未成年者・ひとり親・寡婦で、令和6年中の合計所得金額が135万以下のかた
- ハ. 令和6年中の合計所得金額が、下記表「市・県民税 非課税速算表」の金額以下のかた

市・県民税 非課税速算表	
税法上の扶養人数	合計所得金額
0人	45万円
1人	101万円
2人	136万円
3人	171万円
4人	206万円
5人	241万円
6人	276万円

[税法上の扶養人数＝同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)＋扶養親族]

※下記計算式参照

●均等割非課税(合計所得金額)
$35万円 \times (\text{税法上の扶養人数} + 1) + 10万円 + 21万円$ (税法上の扶養がない場合は21万円を加算しない)

●所得割非課税(総所得金額等)
$35万円 \times (\text{税法上の扶養人数} + 1) + 10万円 + 32万円$ (税法上の扶養がない場合は32万円を加算しない)

○市・県民税の定額減税について

令和7年度市・県民税所得割の額から、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者1人につき、1万円(市・県民税)の減税を行うものです。

※納税者の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下(給与収入のみの場合1,195万円超2,000万円以下に相当)である場合に限り、ただし、定額減税額が市・県民税所得割額を超える場合は、市・県民税所得割額が限度額となります。

減税時期

ア 給与特別徴収

定額減税”後”の年税額を令和7年6月分から令和8年5月分の12カ月で均した税額を徴収

イ 普通徴収

定額減税”後”の年税額を4期で均した税額を徴収

ウ 年金特別徴収

定額減税”後”の年税額を公的年金の支給時(年6回)に徴収

市・県民税 Q&A

◆ 川口市と他市町村の市・県民税額は同じなのですか

Q 川口市は他の市町村と比べて市・県民税が高い、ということはないのでしょうか。

A 「所得割額」と「均等割額」から構成されている市・県民税は、一部の市町村を除き同じ税率を適用しているため、川口市の市・県民税が他の市町村より高いということは、基本的にはありません。

◆ 川口市に転入したときの市・県民税は

Q 令和7年3月に戸田市から川口市に引っ越してきました。令和7年度の市・県民税はどちらの市に申告して納めたらよいのでしょうか。

A 市・県民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されることとなりますので、令和7年度は戸田市に申告して納めます。また、翌年の1月1日に川口市に在住している場合には、翌年度は川口市に申告をして納めます。

◆ 年の途中で退職をしたときの納税方法は

Q 今年の9月30日に退職することになりました。この場合、市・県民税はどのようにしたらよいのでしょうか。

A 市・県民税の納付には、給与支払者が給料から差し引きする特別徴収と、本人が納税通知書によって直接納付する普通徴収の2種類の方法があります。

特別徴収は、年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分けて納入するため、9月30日に退職すると、10月分以降は特別徴収ができなくなります。特別徴収できない残税額は、普通徴収の方法によって、直接納めていただくことになります。

■ 特別徴収から普通徴収への切替え例 (年税額120,000円、9月30日退職の場合)

◎特別徴収分

6月～9月まで10,000円×4カ月=40,000円

(給与から差し引き) = 40,000円

- ・6月 10,000円
- ・7月 10,000円
- ・8月 10,000円
- ・9月 10,000円

◎普通徴収分

10月～翌年5月まで10,000円×8カ月=80,000円

(退職後、直接納付) = 80,000円

- ・納期 1期 6月末 0円
- ・納期 2期 8月末 0円
- ・納期 3期 10月末 40,000円
- ・納期 4期 翌年1月末 40,000円



◆ パート収入にかかる税金のしくみは

Q パートで働いているのですが、年間の収入がいくらになると市・県民税がかかるのですか。また、いくらまでは夫の配偶者控除の対象となりますか。

A 年間のパート収入(給与収入)が100万円までは給与所得控除(55万円)を差し引いた残額が、市・県民税の非課税限度額(45万円)以下なので、市・県民税はかかりません。
 また、パート収入が103万円までは、給与所得控除後の残額が所得税の基礎控除(48万円)以下なので、所得税はかかりませんが、市・県民税は100万円を超えると課税されます。
 つまり、パート収入が103万円までは、夫の配偶者控除の対象となりますが、100万円を超えると妻自身に市・県民税がかかることとなります。
 なお、103万円を超えて201.6万円未満までは配偶者特別控除を受けられることがありますが、夫の収入によっては、配偶者特別控除が減額、もしくは受けられなくなります。

■ パート収入と税

配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者自身の税金	
			所得税	市・県民税
100万円以下	受けられる	受けられない	非課税	非課税
100万円超～103万円以下	受けられる	受けられない	非課税	課税
103万円超～201.6万円未満	受けられない	受けられる	課税	課税
201.6万円以上	受けられない	受けられない	課税	課税

◆ 雑所得とは

Q 6月に納税通知書が送付されましたが、所得の内訳の欄に雑所得と記載されています。私の昨年中の収入は年金収入だけです。この雑所得とは一体どういうものでしょうか。

A 公的年金等の収入から算出される所得が雑所得となります。

◎公的年金等に係る雑所得の所得計算 速算表

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和35年 1月2日 以後	130万円未満	A-60万円	A-50万円	A-40万円
	130万円以上410万円未満	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円以上770万円未満	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
	770万円以上1,000万円未満	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円	A×95%-125.5万円
	1,000万円以上	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円
65歳以上 昭和35年 1月1日 以前	330万円未満	A-110万円	A-100万円	A-90万円
	330万円以上410万円未満	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円以上770万円未満	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
	770万円以上1,000万円未満	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円	A×95%-125.5万円
	1,000万円以上	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円

◆ 法人市民税のしくみ ◆

○ 法人市民税

法人市民税とは、市内に事務所や事業所のある法人に対してかかる税金です。法人市民税は、均等割と法人税額(国税)をもとに算出される法人税割とで構成されています。

■ 均等割

資本金等の額	市内従業者数	税率(年額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く) ・ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 		50,000円
1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

■ 法人税割の税率

標準税率	資本金等の額が1億円未満で、法人税割の課税標準となる法人税額または個別帰属法人税額が年1,000万円未満の法人	6.0%
	(ただし、事業年度開始が令和元年9月30日以前の法人)	9.7%
制限税率	上記以外の法人	8.4%
	(ただし、事業年度開始が令和元年9月30日以前の法人)	12.1%

法人税割額 = 法人税額 × 税率

※平成27年4月1日以降に開始する事業年度について

「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」とします。

◆ 固定資産税のしくみ ◆

○ 固定資産税

固定資産税とは、「固定資産(土地・家屋・償却資産)」を所有している人が、その価格をもとに算出された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

1 課税の対象となる固定資産

- 土地……宅地、田、畑、山林、雑種地など
- 家屋……住宅、事務所、店舗、工場、倉庫など
- 償却資産……事業のために用いることができる構築物、車両、機械、器具、備品など
(P15をご参照ください。)

2 固定資産税を納める人(納税義務者)

毎年1月1日現在(賦課期日)での固定資産の所有者が納税義務者となりますが、原則として、土地・家屋については、登記されているものは登記簿に登録されている人、登記されていないものは固定資産補充課税台帳に所有者として登録されている人です。償却資産については、償却資産課税台帳に登録されている人です。

3 固定資産の評価額の決め方

固定資産の評価額は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、土地・家屋は3年ごとに価格を見直す評価替えを行い、償却資産は毎年度価格を算出しています。土地の地目変更や家屋の新築あるいは増改築などの際には、評価替え年度以外の年度でも新たに評価を行います。

4 固定資産課税台帳の縦覧

決定された価格等は、固定資産課税台帳に登録されます。納税者およびその委任を受けた人は固定資産税課で、この台帳を縦覧できます。価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書を受けとった日後3月以内に、川口市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

ただし、評価替え年度以外の年度では、地目変更、分合筆があった土地、新築および増改築があった家屋などを除き、審査の申出をすることはできません。

なお、縦覧の期間等については、広報3月号または4月号に掲載いたします。

5 税額の算出方法

課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額

課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された評価額になります。ただし、土地について住宅用地のように課税標準の特例措置のある場合や、税負担の調整措置が適用されている場合などは、課税標準額は評価額より低くなっています。

6 免税点

同じ所有者が持つ、市内にある固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円、償却資産で150万円に満たない場合は、固定資産税はかかりません。

◆ 都市計画税のしくみ ◆

○ 都市計画税

都市計画税とは、よりよいまちづくりのための都市計画事業や、土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただく「目的税」で、都市計画法による市街化区域内の土地・家屋の所有者に対してかかる税金です。

1 都市計画税を納める人（納税義務者）

1月1日現在（賦課期日）で、市街化区域内に所在する土地または家屋を所有している人が納税義務者になります。なお、固定資産税において免税点未満の人は、都市計画税はかかりません。

2 課税標準額

都市計画税の課税標準額は、原則として固定資産税の評価額です。土地については住宅用地に対する課税標準の特例や税負担の調整措置が適用されている場合などは、課税標準額は評価額よりも低くなっています。

3 税額の算出方法

課税標準額 × 税率（0.3%）＝ 税額

固定資産税と合わせ、同一の納税通知書で、年4回に分けて納めていただきます。



固定資産税 Q&A

◆ 固定資産の評価替えとは

Q 固定資産の評価替えとは何ですか。

A 固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。したがって、本来であれば毎年度評価替えを行い、その結果を基に課税を行うことが理想的といえますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地と家屋については原則として3年間価格を据え置く制度、換言すれば、3年毎に価格を見直す制度がとられています。(次の評価替えは令和9年度)

この意味から、評価替えは、この間における価格の変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直す作業であるといえます。

なお、土地の価格については、令和7年度、令和8年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により、価格を修正することとなっています。

◆ 地価動向と税のしくみはどうなっているの

Q 評価額が下がった場合でも土地の税額が上がるのはなぜですか。

A 土地については、これまで著しく評価額の上昇がみられた場合でも、税負担の上昇を緩やかにする調整措置を講じてきました。そのため多くの土地については、評価額と実際の課税標準額との間に格差があり、評価替えで評価額が下がったとしても、その評価額が課税標準額を上回るようになるため、評価額が下がっても税負担は少しずつ上昇することとなります。

平成9年度の税制改正で、税負担について、「負担水準」に応じた税負担の調整措置を導入し、税負担の均衡化を図ることが決定され、平成17年度までは、これを促進する措置が講じられています。

平成18年度の税制改正では、税負担の均衡化をさらに促進する措置が導入され、当該年度評価額の5%を前年度の課税標準額に加えた額を当該年度の課税標準額とする措置が講じられました。

◆ 家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜ

Q 新築の木造2階建住宅を建て、固定資産税が課税されてから4年目になりました。ところが急に家屋の固定資産税が、昨年度より高くなったのですが、なぜなのでしょう。

A 要件を満たした新築住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。あなたの所有する家屋は木造2階建の住宅ですので、減額の期間は3年度分(昨年度まで)となります。この減額期間が終了したため、今年度から本来の税額に戻りました。

◆ 取り壊した家屋に税金がかかるのはなぜ

Q 今年の3月に家屋を取り壊したのですが、新年度分の固定資産税の納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A その年の1月1日現在に家屋が存在していれば、固定資産税は課税されます。例えば1月2日以降に家屋を取り壊したとしても、新年度分の固定資産税は全額課税されます。

◆ 住宅を取り壊して駐車場にしたのですが

Q 昨年の12月に古い住宅を取り壊し、そのあとを駐車場にしましたが、今年度から固定資産税が高くなりました。どうしてでしょう。

A 住宅が建っている宅地には、住宅用地に対する課税標準の特例が設けられています。この特例の適用は、1月1日現在の土地の利用状況によることとなっていますが、あなたの場合は昨年中に住宅を取り壊されたことによって、住宅用地としての扱いを受けられなくなり、固定資産税が高くなってしまったものです。

◆ 家屋の評価額とは

Q 家屋の評価額はどのように決まるのですか。

A 家屋の評価額は、新築時の調査等をもとに算出します。その後は、3年毎の評価替えて経年減点補正率(家屋の損耗による補正)や再建築費評点補正率(工事原価の変動割合)等により見直します。

◆ 家屋が年々老朽化していくのに税額が下がらないのはなぜ

Q 昭和60年築の木造住宅の税額が下がりません。どうしてですか。

A 木造住宅の場合、新築時から概ね25年で経年減点補正率は下限に達します。それ以降は、原則として評価額は据え置きとなります。よって、家屋を取り壊すまでは毎年度、今年度と同等の税額が発生します。

Q なぜ、私のマンション(鉄筋コンクリート造)は評価替えなのに家屋の税額が変わらないのでしょうか。

A 経年減点補正率が下限に達するまでの年数は、木造住宅が概ね新築後25年なのに対して、鉄筋コンクリート造のマンションは新築後60年です。このことから、マンションは木造住宅よりも評価額が下がりにくいといえます。さらに、令和6年度の評価替えでは、非木造家屋の再建築費評点補正率は1.07、つまり7%の工事原価の上昇を反映することになるため、見直しにより評価額が上昇してしまう場合があります(上昇の場合は前年度の評価額に据え置かれます)。このため、マンションの家屋部分の税額が変わらないことがあります。

◆ 年の途中で土地、家屋の売買があった場合は

Q 今年の2月に土地および家屋を売却し、所有権移転登記も済ませました。この場合は、今年度の固定資産税は、だれが納めることになるのでしょうか。

A 固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿、または、土地若しくは家屋(補充)課税台帳にそれぞれ所有者として登記・登録されているかたに課税されることになっています。したがって、すでに売却済みであっても、今年の1月1日現在の登記簿にはあなたの名義で登記されていますので、今年度の固定資産税を納めるのは(納税義務者)、あなたということになります。

◆ 償却資産とはどんなもの

Q 固定資産税の課税対象となるものは、土地や家屋のほかに償却資産があるそうですが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

A 会社や個人で工場や商店などを経営されている方が、その事業のために用いる土地および家屋以外の有形固定資産を償却資産といいます。

その内容は、

①構築物(門、塀、広告塔や賃貸ビル等に附加された内装など。)

②機械および装置

③車両および運搬具(大型特殊自動車。ただし、自動車税・軽自動車税が課税されるものは該当しません。)

④工具、器具、備品などの事業用資産

です。(ソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産は該当しません。)

このような事業資産をお持ちの方は、その資産の所在する市町村に、毎年1月1日現在の資産所有状況(資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など)を1月31日までに申告することになっています。

※耐用年数が1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で、当該資産の取得に要した経費の全部が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一時に損金または必要な経費に算入されたものは、原則として課税客体としません。

また、取得価額が20万円未満の償却資産で、法人税法施行令または所得税法施行令の規定により、事業年度ごと一括して3年間で償却を行うものについても課税客体としません。



◆ 軽自動車税のしくみ ◆

○ 軽自動車税(環境性能割)

税制改正により、自動車取得税(県税)が廃止され、令和元年10月1日から軽自動車税(環境性能割)が導入されました。三輪以上の軽自動車を取得したかたにかかる税金です。

■ 軽自動車税(環境性能割)の税率区分

(令和7年4月1日現在)

区分	燃費基準	税率(自家用)	税率(営業用)
電気軽自動車 燃料電池軽自動車 天然ガス軽自動車 ※1	—	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 ※2	令和12年度燃費基準 +80%達成車	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準 +75%達成車	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準 +70%達成車	2%	1%
上記以外の軽自動車	上記以外の車両	2%	2%

※1 天然ガス軽自動車は平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制10%低減達成車に限る。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は平成30年排出ガス規制50%低減または平成17年排出ガス規制75%低減達成車に限る。加えて、令和2年度燃費基準達成車に限る。

○ 軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在(賦課期日)、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)を所有しているかたにかかる税金です。

※軽自動車税(種別割)は、自動車税と異なり、所有期間に応じた月割課税制度がないので年額で納めていただくことになります。

■軽自動車税(種別割)税率一覧表

区 分			税率(年額)
原動機付 自転車	第一種※1 (一般原付)	総排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下	2,000円
	(新基準原付)	総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	
	(特定原付)	定格出力0.6kw以下	
	第二種乙	二輪のもので総排気量50cc超90cc以下 (定格出力0.6kw超0.8kw以下)	2,000円
	第二種甲	二輪のもので総排気量90cc超125cc以下 (定格出力0.8kw超1.0kw以下)	2,400円
	ミニカー※2	三輪以上のもので総排気量20cc超50cc以下 (定格出力0.25kw超0.6kw以下)	3,700円
二輪の軽自動車		側車付のものを含む。原動機を有するものについては、総排気量が125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車		総排気量250cc超	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	—	2,400円
	その他	—	5,900円
雪上用		—	3,600円

※1 ただし、ミニカーを除く。

※2 車室を備えず、かつ、輪距が0.5メートル以下のものおよび側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものについては該当せず、税率は2,000円です。

【登録年により税率が異なるもの】

区 分			旧税率(年額)※3	新税率(年額)※4	重課(年額)※5	
軽自動車	三輪	—	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※3 初度検査年月が平成27年3月31日以前であり、重課の条件に該当しないもの

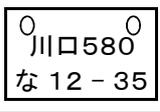
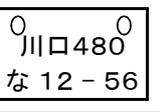
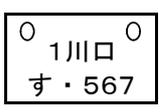
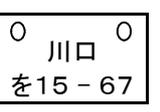
※4 初度検査年月が平成27年4月1日以降のもの

なお、環境負荷が小さい車両は、取得の翌年度分に限り税率が軽減されます。

※5 4月1日現在(賦課期日)、初度検査年月から13年を超えたもの

○ 軽自動車税(種別割)の申告

軽自動車等を取得、あるいは住所を川口市内に移転した場合は15日以内に、軽自動車等を廃車、譲渡した場合には、30日以内に次の場所で申告手続きをしてください。

車種		申告場所	
原動機付自転車 ・ミニカー (125cc以下のもの) および小型特殊自動車		■川口市役所 市民税課諸税係 TEL 259-7633 川口市青木2-1-1  デザイン入りのオリジナルナンバープレートも発行しています。	
		 川口市 う・123 50cc(白)※1	 川口市 か7790 90cc(黄)
		 川口市 さ7880 125cc(桃)	 川口市 T...0 特定原付(白)※2
		 川口市 ゆ...5 小型特殊(緑)	
軽自動車	三輪	■軽自動車検査協会 埼玉事務所 上尾市大字平方領領家字前505-1 TEL 050-3816-3110 ※施設案内図はP31	
	四輪	 川口580 な12-35	 川口480 な12-56
	二輪 (125cc超～250cc以下)	■関東運輸局 埼玉運輸支局 さいたま市西区大字中釘2154-2 TEL 050-5540-2026 (登録ヘルプデスク) ※施設案内図はP31	
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		 1川口 す・567	 川口 を15-67

※1 令和7年4月1日から、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下の車両について、第一種 一般原付としての登録区分が設けられました。

※2 道路交通法等の改正により、令和5年7月1日から、いわゆる電動キックボードについて、これまでの原動機付自転車としての登録に加え、新たに特定小型原動機付自転車(特定原付)としての登録区分が設けられました。

軽自動車税 Q&A

◆ 原付バイクを譲った場合の納税義務者はだれ

Q 今年の4月15日頃に50ccのバイクを友人に譲る予定です。今年の軽自動車税(種別割)は誰が納めるべきなのでしょう。

A 軽自動車税(種別割)は4月1日(賦課期日)に軽自動車等を所有(登録)しているかたに課税されるものです。

今年度はあなたに課税され、来年度からはそれを譲り受けたあなたの友人に課税されることになります。ただし、名義変更など必要な手続きをしていないと、来年もあなたに課税されてしまいますので、必ず申告してください。

◆ 転入した場合の原付バイクの手続きは

Q 私は、昨年10月にさいたま市から川口市へ転入してきました。さいたま市で乗っていた原付バイクを川口市でも使いたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A さいたま市で、すでに廃車手続きが済んでいる場合には、その廃車証明書を、まだ廃車手続きをしていない場合には、今付いているさいたま市のナンバープレートと標識交付証明書をお持ちになって、川口市で新しいナンバープレートの交付を受けてください。なお、手続きの際は本人を証明するもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお忘れなくお持ちください。

◆ 市たばこ税のしくみ ◆

○ 市たばこ税

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税金です。

- 1 市たばこ税を納めるかた
日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者
- 2 税率と税額の計算方法
1,000本につき6,552円

小売販売業者に売り渡した たばこの本数 × 税率 = 税額

■たばこの税負担内訳(1箱580円の場合)

国たばこ税	136.04円
県たばこ税	21.40円
市たばこ税	131.04円
たばこ特別税	16.40円
消費税	52.73円



3 加熱式たばこ

以前、たばこ税法上、「パイプたばこ」に区分されていましたが、平成30年度税制改正により、新たに「加熱式たばこ」が設けられ、紙巻きたばこの本数への換算方法が見直されました。上記見直しについては、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行されました。

■加熱式たばこ1箱の紙巻きたばこへの本数の換算方法

- (1) 従来の換算方法
1箱の製品重量(※巻紙やフィルター等の重量を含む) = 紙巻きたばこの本数
- (2) 新たな換算方法 (ア)+(イ)+(ウ)
(ア)従来の換算方法 × (※注1)
(イ)加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙やフィルター等の重量を除く) × 0.5 × (※注2) / 0.4g
(ウ)加熱式たばこ1箱当たりの小売価格(税抜) / 紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格
(※注3) × 0.5 × (※注2)

※注1・注2の税率

実施期間	平成30年10月1日～	令和元年10月1日～	令和2年10月1日～	令和3年10月1日～	令和4年10月1日～
※注1の率	0.8	0.6	0.4	0.2	—
※注2の率	0.2	0.4	0.6	0.8	1

※注3「紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻きたばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額です。

4 申告と納税

製造たばこの製造者などが、毎月算出した税額を翌月末までに申告して納めます。

※たばこ税は、たばこ代金に含まれています。実際に税金を負担しているのは消費者自身です。たばこの価格に含まれている税金(市たばこ税)は小売店のある市町村に納税されますので、川口市内でたばこを購入していただくことにより、税収が増えることとなります。なお、喫煙の際は路上喫煙をしない、受動喫煙を防止する等の喫煙マナーを必ず守りましょう。

◆ 事業所税のしくみ ◆

○ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備および改善に関する事業に必要な費用にあてるために設けられた目的税です。一定規模以上の事業を行っている事業者(主)に対して、事業所の床面積や従業員の給与総額にかかる税金です。

区分	事業所税		
納税義務者	事務所または事業所において事業を行う法人または個人		
課税標準	資産割	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税率	資産割	事業所床面積1㎡につき年額600円	
	従業者割	従業者給与総額の0.25%	
免税点	資産割	事業所床面積1,000㎡以下	
	従業者割	従業者数100人以下	
納付方法	申告納付		
納付期限	法人	事業年度終了の日から2カ月以内	
	個人	翌年の3月15日まで	

※ 事業所税については、市内のすべての事業所等に係る事業所床面積または従業者給与総額を合算して課税されます。(みなし共同事業に該当する場合は、同一家屋内で事業を行う他者の床面積等を合算し免税点判定を行います。)

なお、免税点以下であっても、事業所等の床面積800㎡を超える場合または従業者数80人を超える場合は、課税にはなりません。申告書の提出をお願いします。

※ 事業所税は地方税法で定められた地方自治体だけに課税される税です。県内では川口市のほかに、さいたま市、川越市、所沢市、越谷市で課税されています。

◆ 入湯税のしくみ ◆

○ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用にあてるための目的税です。

1 入湯税を納めるかた(納税義務者)

鉱泉浴場(温泉等)を利用する入湯客

2 税率(税額)

1人1日 150円

ただし、次の方には課税されません。

- ・年齢12歳未満のかた
- ・一般公衆浴場または共同浴場を利用するかた
- ・入湯料金1,000円(消費税含まず)以下で利用するかた

3 申告と納税

鉱泉浴場(温泉等)の経営者が、入湯客から税金を受け取り、1カ月分をまとめて翌月15日までに申告して納めます。

◆ 国民健康保険税のしくみ ◆

○ 国民健康保険税

国民健康保険の運営は市と県が共同で行っています。国民健康保険の加入者がいる世帯主には、保険税を納めていただくことになります。保険税は国等の補助金とともに国民健康保険を運営していくための大切な財源の一つです。

1 国民健康保険への加入

職場の健康保険に加入している人などを除いて、75歳未満のすべての人が国民健康保険に加入しなければなりません。

2 国民健康保険税の決め方

保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分および介護納付金分(40歳以上65歳未満のかた)の合計になります。

○ 医療給付費分

以下の2項目の合計額を年税額とします。

① 所得割…世帯の加入者の所得に応じて計算

⇒ (前年の総所得金額等 - 基礎控除額43万円) × 7.45%

② 均等割…世帯の加入者数に応じて計算

⇒ 国保加入者の人数 × 28,000円

※ 合計額が年間65万円を超えるときは、65万円になります。(令和7年4月1日現在)

○ 後期高齢者支援金分

以下の2項目の合計額を年税額とします。

① 所得割…世帯の加入者の所得に応じて計算

⇒ (前年の総所得金額等 - 基礎控除額43万円) × 2.5%

② 均等割…世帯の加入者数に応じて計算

⇒ 国保加入者の人数 × 9,000円

※ 合計額が年間24万円を超えるときは、24万円になります。(令和7年4月1日現在)

○ 介護納付金分(介護保険料)

国民健康保険に加入している40歳から64歳までの人は介護保険料を負担します。

以下の2項目の合計額を年税額とします。

① 所得割…該当者の所得に応じて計算

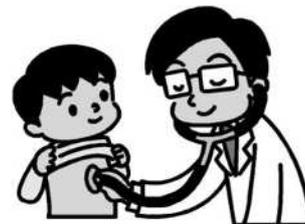
⇒ (前年の総所得金額等 - 基礎控除額43万円) × 1.3%

② 均等割…該当者数に応じて計算

⇒ 該当者の人数 × 13,000円

※ 合計額が年間17万円を超えるときは、17万円になります。(令和7年4月1日現在)

(注)総所得金額等には、分離課税の所得も含まれます。



3 国民健康保険税についての注意事項

① 国民健康保険税は資格を取得したその月にさかのぼって納税義務が発生します。

他の市町村から転入した場合	転入の日から国保の資格と保険税の納税義務が発生
他の健康保険を離脱した場合	退職した日の翌日または健康保険の資格喪失日から国保の資格と保険税の納税義務が発生

② 年度途中の加入や離脱の場合の保険税

途中で加入した場合	加入した月の分から月割で計算
途中で離脱した場合	離脱した月の前月までの分を月割で計算

③ 転入した場合の保険税は、あとで増額されることがあります。

前年中の所得額が不明のときは、前住所地の市町村に問い合わせますので、転入後最初にお知らせする保険税が変更となり、追加分の保険税がかかることがあります。

4 保険税の納付は世帯主の責任です。

世帯主が国民健康保険の被保険者であるかないかにかかわらず、家族の中に国保加入者がいれば保険税の納税義務は世帯主にあります。(国保被保険者の属する世帯で国保に加入していない世帯主を擬制世帯主といいます。)

なお、擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者で世帯主となることを希望する場合は、擬制世帯主の同意があり、保険税を完納し、かつ、国保事業の運営に支障がないと認められる場合に限って、届出をすることで世帯主を変更することができます。

国民健康保険税 Q&A

◆ 会社を退職してアルバイトをしているのですが

Q 2年前に会社を退職してアルバイトをしています。先日、国保加入の届出をしましたが、保険税はいつの分から納めればよいのですか。

A 保険税は、退職して国保の資格を取得した月の分から納めていただくことになります。加入の届出をしたときからではありません。

◆ 就職して社会保険に加入しているのですが

Q 就職して社会保険に加入しています。会社から加入手続は終わったと聞いていたのですが、あいかわらず市から資格確認書、資格情報のお知らせや保険税の納付書が送られてきます。

A 国保を脱退する手続をしてください。国保は社会保険に加入することによって自動的に資格を喪失するものではありませんので、世帯主か本人が脱退の手続をする必要があります。また、納め過ぎた保険税については、お返しすることになります。

◆ 収入がないので所得の申告は不要だと思っていたのですが

Q 私は収入がないので、所得の申告は必要ないと思っていたのですが、申告すると保険税が安くなるがあると聞きました。

A 保険税は、一定の所得額以下の世帯に対して税額を軽減する制度があります。収入がなくても所得の申告をすることによって軽減を受けられる場合があります。

◆ 病院に行かなくても保険税を納めるのはなぜ

Q 病院に行かなくても、保険税は納めなければならないのですか。

A 国民健康保険は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるよう、加入者全員で保険税を出し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。保険税は医療費にあてる大切な財源ですので、納期限までに納めてください。

◆ 市税の納期 ◆

○ 主な市税の納期

納 期	税 目		
4月			
5月	軽自動車税（全期）	固定資産税（1期）	
6月	市・県民税（1期）		
7月		固定資産税（2期）	国民健康保険税（1期）
8月	市・県民税（2期）		国民健康保険税（2期）
9月			国民健康保険税（3期）
10月	市・県民税（3期）		国民健康保険税（4期）
11月			国民健康保険税（5期）
12月		固定資産税（3期）	国民健康保険税（6期）
1月	市・県民税（4期）		国民健康保険税（7期）
2月		固定資産税（4期）	国民健康保険税（8期）
3月			

※上記の納期以外に、随時に期限が設定される場合（随期）があります。

※納期内納付には、安全・確実・便利な口座振替がおすすめです。

市税の納付 Q&A

◆ 市税を納める方法 ◆

Q 先日、市税の納税通知書が送られてきましたが、どのように納めたらよいのか教えてください。

A 現金又はキャッシュレス納付がご利用いただけます。

- ・ 現金納付：P25「現金納付取扱場所」をご参照ください。
- ・ キャッシュレス納付：口座振替、スマートフォンアプリを利用した決済（※1）やクレジットカード又はインターネットバンキング（※2）をご利用いただけます。

※1 詳細はP26「スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済について」をご参照ください。

※2 詳細はウェブサイト「地方税お支払サイト」をご参照ください。

◆ 口座振替について ◆

Q 口座振替の申込み方法を教えてください。

A 金融機関の窓口での申込み又はページー口座振替受付サービスによる申込みが可能です。

詳細は、P26「口座振替手続」をご参照ください。

Q 口座振替に関する内容を詳しく教えてください。

A 申込み手続後に送付される「納税通知書」又は「口座振替開始通知書」の記載内容をご確認ください。

引き落とし日（納期限日）の前日までに預貯金残高をご確認ください。

一度お申込みいただくと、原則毎年自動的に継続されます。ただし、固定資産税（土地・家屋）につきましては、対象となる不動産に名義変更などがあつた場合は、改めてお申込みの手続が必要になります。

なお、領収書は発行されませんので、通帳記帳により振替結果をご確認ください。

Q 一括振替はできますか。

A 振替方法を「一括」としてお申込みください。年度の途中でお申込みされた場合は翌年度から一括振替が可能です（軽自動車税及び国民健康保険税を除く）。

◆ 納期限を過ぎてしまったら ◆

Q1 納税通知書に記載の納期限を過ぎてしまいました。しばらくしたら督促状が届いたのですが、どうしたらよいでしょうか。

Q2 納付書を紛失してしまい、しばらくしたら督促状が届いたのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 督促状が納付書を兼ねている場合は、金融機関などで納めることができます。ただし、ほかにも納期限を過ぎている市税がある場合は、納税課へご連絡ください。
納付書を紛失又は破損をした場合は、再発行手続きをしますので、納税課へご連絡ください。

Q 残高不足のため口座振替不能通知兼督促状が届きました。どうしたらよいでしょうか。

A 納付書を兼ねているため、金融機関などでご納付ください。
口座の変更を希望される場合はP26「口座振替手続」をご参照ください。

◆ 延滞金の計算方法 ◆

Q 納期限を過ぎると、延滞金が加算されると聞きました。具体的な計算方法を教えてください。

A 延滞金の計算方法は次のとおりです。ただし、算出された延滞金が1,000円未満の場合には、徴収されることはありません。

<延滞金の算出(例)>

納期限6月30日、金額110,500円の市税を9月2日に納める場合

年2.4%の割合の期間

年8.7%の割合の期間

納期限の翌日から1か月を経過する日まで

納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日から

$$110,000円 \times \frac{(31日 \times 0.024) + (33日 \times 0.087)}{365日} = 1,000円$$

(税額の1,000円未満の端数は切捨て)

(延滞金の100円未満の端数は切捨て)

※延滞金の割合は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までのものです。

◆ 納期限までに納められないとき ◆

Q1 病気で手術をしたため出費が重なり、納期限までに納められない場合は、どうしたらよいでしょうか。

Q2 自営業の夫が急病で仕事ができなくなり、収入が半減しました。預貯金等もなく、納期限までに納められない場合は、どうしたらよいでしょうか。

A 市税は、納期限内に納めなければなりません。納税者に特別な理由がある場合には、1年以内の期間に限り納付する期間を延長し、さらにその期間内に市税を分割して納めることができます。

納税課では、納税者の個々の実情を直接お聞きし、その実情に合わせて納付計画を立てる相談(納税相談)を受け付けています。納められない特別な事情がある場合は、まずはお電話にてお問い合わせください。

なお、分割して納めている期間については、原則として延滞金は加算されます。

◆ 差押えとは ◆

Q 市税を納めないと財産を差し押さえられるのでしょうか。

A 納期限までに完納とならないとき、督促状を送付します。

督促状を受け取っても納付せず、滞納を放置した場合には、財産の差押えを行うこととなります。未納をお知らせする書面が市から届きましたら、放置することなく、速やかに納めてください。

なお、未納のお知らせについては、「納税催告センター」が行うこともありますが、電話やSMS(ショートメッセージサービス)に身に覚えのない場合は、必ず納税課までお問い合わせください。お問い合わせ先は、「広報かわぐち」などの市の冊子又は市のホームページでご確認ください。

■ 現金納付取扱場所

区分	名 称	取扱条件
指定金融機関 収納代理金融機関	埼玉りそな銀行 川口信用金庫 りそな銀行 青木信用金庫 みずほ銀行 東京東信用金庫 群馬銀行 東京信用金庫 足利銀行 城北信用金庫 武蔵野銀行 瀧野川信用金庫 きらぼし銀行 巢鴨信用金庫 東和銀行 あすか信用組合 東京スター銀行 中央労働金庫 大光銀行 さいたま農業協同組合 埼玉縣信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関によっては、納付書の取扱いができない場合があります(詳細は各金融機関のホームページ等でご確認ください。) eL-QR付きの納付書であれば、全国の「地方税統一QR対応金融機関」で納付可能です(詳細は地方税共同機構のホームページをご参照ください。)
ゆうちょ銀行 郵便局	埼玉県 群馬県 東京都 栃木県 神奈川県 茨城県 千葉県 山梨県 左記県内の ゆうちょ銀行 及び郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 納期限内に限りです。 eL-QR付きの納付書であれば全国のゆうちょ銀行及び郵便局で納付可能です。
コンビニエンスストア	セブン-イレブン ファミリーマート ローソン ミニストップ ポプラ 生活彩家 セイコーマート ハマナスクラブ スリーエイト くらしハウス デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストアー ヤマザキスペシャルパートナーショップ ニューヤマザキデイリーストア MMK(マルチメディアキオスク端末)設置店	<ul style="list-style-type: none"> 納期限内に限りです。 バーコードのない納付書は取扱いができません。
市の施設	第二本庁舎 鳩ヶ谷支所 芝支所 川口駅前行政センター 新郷支所 西川口駅連絡室(※1) 神根支所 蕨駅前芝連絡室(※1) 安行支所 鳩ヶ谷駅連絡室(※1) 東川口駅前行政センター 市内各公民館(※2)	(※1)納期限内に限りです。 令和7年7月31日(木)をもって廃止します。 (※2)納期限内に限りです (国民健康保険税の納付はできません。) 取扱い時間は火曜日から金曜日(休館日を除く)の午前9時から午後2時までです。

■ 口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行(◆)	大光銀行
りそな銀行(◆)	埼玉縣信用金庫
みずほ銀行(◆)	川口信用金庫(◆)
三菱UFJ銀行(◆)	青木信用金庫(◆)
三井住友銀行(◆)	東京東信用金庫
楽天銀行	東京信用金庫
イオン銀行	城北信用金庫(◆)
群馬銀行	瀧野川信用金庫(◆)
武蔵野銀行(◆)	巣鴨信用金庫(◆)
きらぼし銀行	あすか信用組合
八十二銀行	中央労働金庫
東和銀行	さいたま農業協同組合
東京スター銀行	ゆうちょ銀行(◆)

(◆): ペイジー口座振替登録の対象金融機関

■ 口座振替手続

◆ 市内の各金融機関の窓口での申込み

納税通知書に付属している「口座振替依頼書」又は市内の上記金融機関の窓口に設置している「口座振替依頼書」にて、直接金融機関窓口にお申込みください。ゆうちょ銀行をご希望のかたは、郵便局備え付けの「自動払込利用申込書」をご利用ください。お申込み時には、納税通知書、通帳及び届出印が必要です。

なお、楽天銀行及びイオン銀行の申込み方法については、市のホームページをご参照ください。

◆ ペイジー口座振替登録による申込み

専用端末に希望口座の磁気ストライプのついたキャッシュカード(法人名義及び代理人名義のカードは除く)を通し、暗証番号を入力するだけで登録ができる方法です。専用端末は、本庁舎、各支所及び各駅前行政センターに設置しています。

■ スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済について

納付書に印字されたバーコード又はeL-QRをスマートフォンの決済アプリで読み取ることで納付ができます。

バーコードを読み取る場合とeL-QRを読み取る場合で取扱い可能なアプリが異なります。バーコードについては市のホームページを、eL-QRについては「地方税お支払サイト」のホームページをそれぞれご参照ください。

◆ 市税の証明と閲覧 ◆

市税の証明が必要なかたや固定資産課税台帳等の閲覧をしたいかたは、本人を証明するもの(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)をお持ちのうえ、取扱い窓口へお越しください。法人については代表者印(登録印)が必要になります。

区 分		主な使用目的	手数料	取扱い窓口
個人市・県民税	課税証明	銀行融資、各種ローン申込み 住宅金融支援機構の借入申込み 高等学校等就学支援金	1件 200円	市民課市民係
	非課税証明	扶養家族の申請および更新 社会保険等の加入		
固定資産税	評価証明	登記 相続税・贈与税算定	2筆(棟)まで 各200円 ※1筆(棟)増ごとに 各100円を加算	各行政センター (川口駅前、東川口駅前)
	全部事項証明	資金の借入 売買等による税額の算定 競売の申立て		
納税証明	個人市・県民税 固定資産税	銀行融資、保証人	1件 200円	各支所 (芝、新郷、神根、安行、鳩ヶ谷)
	軽自動車税	継続検査用	無料	
		上記以外	1件 200円	
	法人市民税	銀行融資	1件 200円	
事業届済証明	法人	車両登録用 車庫証明用 社会保険の加入	1件 200円	個人は市民税課
	個人			
名寄帳の写し		確定申告資料 税額の物件別内訳の確認	無料	固定資産税課
図面の写し		土地の形状などの確認	1件 200円	
住宅用家屋証明		専用住宅にかかる登録免許税の軽減措置	1件 1,300円	

市役所および各支所

- ・ 利用時間 平日8:30～17:15
- ・ 閉 庁 日 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

各行政センター

- ・ 利用時間 平日8:30～20:00 土日祝日8:30～17:00
- ・ 休 所 日 年末年始(12月29日～1月3日)

※申請者は原則として本人ですが、税証明書の申請については、川口市内で同世帯の親族ではない方が本人に代わって申請する場合は、本人の委任状が必要です。

※2週間以内に納めた市税の納税証明書を申請する場合は、その市税の領収証書をお持ちください。

※区画整理地内の固定資産税の評価証明・全部事項証明の発行は、平日のみ(8:30～17:15)のお取扱いとなります。

◆ ふるさと寄附金について ◆

「ふるさと寄附金」は、地方自治体に寄附した場合、寄附金額のうち2,000円を超える全額が、所得税・住民税から控除される制度です。

川口市では、「ふるさと寄附金」を利用して、川口市を応援したいと考えている皆様に、8種類のモデルメニューをご用意しています。

皆様とともに、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」をつくって参りますので、「ふるさと寄附金」により是非川口市を応援してください。

モデルメニューを紹介いたします。

- **使用目的を指定しない寄附**
一般財源として、本市の施策全般に活用します。
- **美術品等の取得**
美術品等を取得するための必要な費用に活用します。
- **子ども・子育て支援**
子どもの健やかな成長に資する事業に活用します。
- **緑化の推進・緑の保全**
緑化の推進、緑の保全および緑のもたらず効果を活用した環境対策の推進に活用します。
- **教育施設整備**
教育施設の建設等の整備に活用します。
- **教育支援**
川口市立高等学校の生徒等の教育活動支援に活用します。
- **環境施設整備**
廃棄物処理施設の整備に活用します。
- **川口駅周辺再整備**
川口駅及び駅周辺の再整備に係る事業に活用します。

■お問い合わせ

寄附金のお問い合わせは、各寄附金担当課にお願いいたします。

寄附の目的分野	担 当 課	電 話 番 号
使用目的を指定しない寄附	総務課	259-9021
美術品等の取得	文化推進室	258-1116
子ども・子育て支援	子ども総務課	252-0270
緑化の推進・緑の保全	みどり課	242-6335
教育施設整備	教育総務課	258-1258
教育支援	川口市立高等学校	483-5917
環境施設整備	環境施設課	228-5383
川口駅周辺再整備	都市計画課	242-6333

※庁舎移転に伴い、連絡先が変更となる場合がありますことをご了承ください。

○ ふるさと寄附金とは

1 制度の趣旨

「ふるさと寄附金」は、皆様が応援したい、貢献したいと思う「ふるさと」の地方公共団体に対して寄附を行った場合に、その寄附金額の一定限度額まで所得税・住民税(個人市・県民税)から控除する制度です。

2 制度の説明

○寄附金控除の対象

この寄附金控除の対象となる寄附金は、全国の都道府県または市区町村に対する寄附金で、居住地・出身地などの限定はありません。

川口市にお住まいの方が、川口市に寄附をしていただいた場合も対象となります。

○寄附金控除対象額

地方公共団体に寄附された金額のうち、2,000円を超える額が寄附金控除の対象となります。ただし、総所得金額の30%を超える額は対象となりません。

なお、寄附金控除は個人住民税の税額から控除されます。

○「ふるさと寄附金」の特別控除

「ふるさと寄附金」の特別控除として、個人住民税の所得割額の20%を限度として税額控除されます。

所得税を含めた具体的な寄附金控除につきましては、寄附をされた方の所得金額や寄附金額によって異なりますので、次の事例を参考としていただくか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

○給与収入700万円で、配偶者、子供2人(中学生、高校生)を扶養している方が3万円の寄附をした場合・・・寄附金控除により減額される税額は、所得税(※)で2,800円、住民税で25,200円となり、所得税と住民税の合計額では28,000円が減額されますので、実質負担額は2,000円となります。(※)ここでの所得税の税率は1割で計算しています。

※総務大臣の指定を受けた都道府県または市区町村に対して行われる寄附のみが特別控除の対象となります。(川口市は総務大臣の指定を受けています。)

3 ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

ふるさと寄附金について寄附金控除の適用を受ける場合、原則として、税務署に確定申告をする必要があります。

しかし、確定申告が不要な給与所得者等の場合、寄附先の団体に申請書を提出することで、確定申告をしなくても、寄附金控除を受けることができます。(寄附先の団体から住所のある団体に通知されます。)

①寄附先の団体へ申告特例申請書を提出します。

②所得税の減額分も含めて、住民税から減額されます。

③申告特例申請書を提出した場合であっても、以下の場合、特例の適用が受けられなくなります。(ふるさと寄附金の申告が必要です。)

○ 確定申告や住民税の申告をした場合

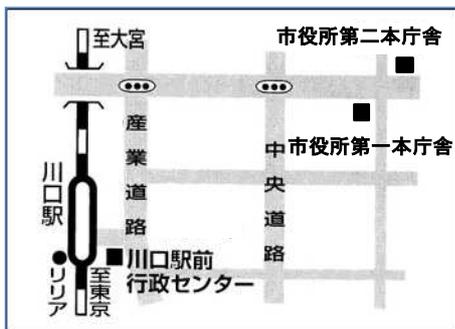
○ 寄附先の団体が5団体を超える場合

④住所が変更になった場合など、提出済の申請書の内容に変更があった場合、寄附をした翌年の1月10日までに、寄附先の団体へ変更届出書を提出する必要があります。



川口市マスコット「きゅぼらん」

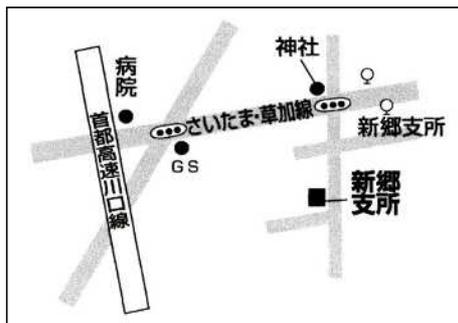
施設案内図



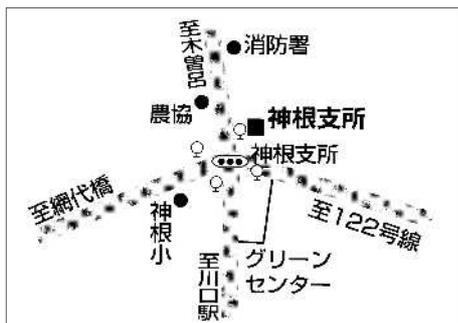
- 市役所
青木2-1-1 TEL258-1110
- 川口駅前行政センター
(川口駅東口、ペDESTリアンデッキを渡って
キュポ・ラ本館棟4階)
川口1-1-1 TEL227-7600



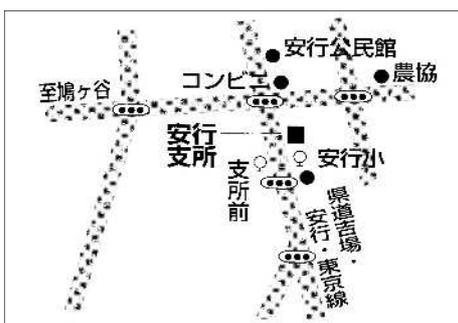
芝支所
芝6247 TEL265-1166



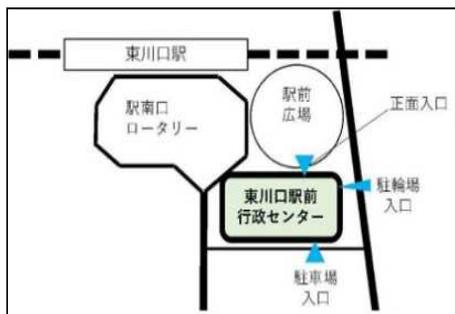
新郷支所
東本郷944-1 TEL281-0142



神根支所
神戸6-1 TEL281-0931



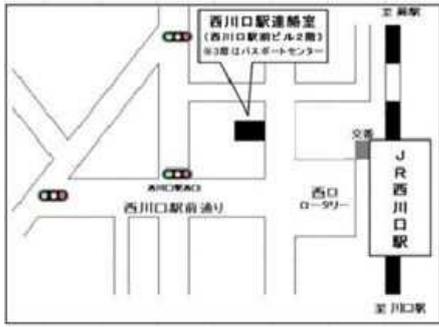
安行支所
安行原2155 TEL295-1801



東川口駅前行政センター
戸塚2-1-1 TEL295-1807

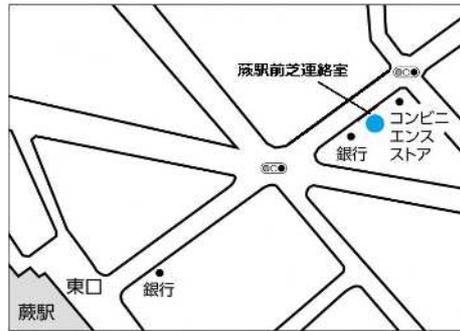


鳩ヶ谷支所(鳩ヶ谷庁舎1階)
三ツ和1-14-3 TEL280-1200
鳩ヶ谷駅連絡室(SR鳩ヶ谷駅内)
※令和7年7月31日をもって廃止
大字里1650-1 TEL280-2925



西川口駅連絡室

※令和7年7月31日をもって廃止
西川口1-6-16 西川口駅前ビル2階
TEL255-0435



蕨駅前芝連絡室

※令和7年7月31日をもって廃止
芝新町5-4 1階
TEL263-0313



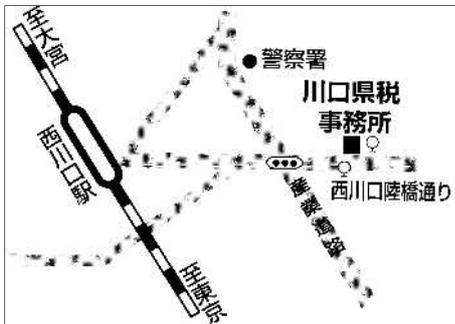
川口税務署

青木2-2-17 TEL252-5141



西川口税務署

西川口4-6-18 TEL253-4061



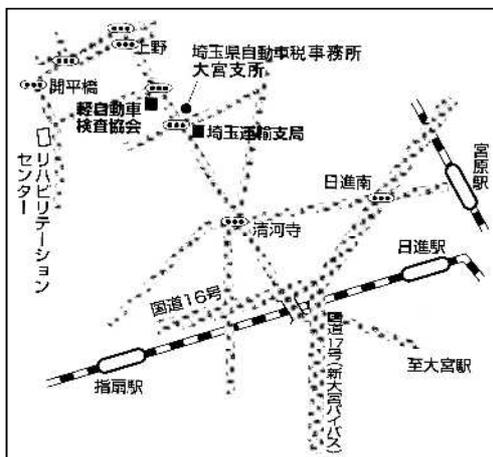
川口県税事務所

西青木2-13-1 TEL252-3571
川口地方庁舎1階



埼玉県自動車税事務所

さいたま市大宮区下町3-8-3
TEL0570-012-229(コールセンター)



■ **軽自動車検査協会埼玉事務所**

上尾市大字平方領領家字前505-1
TEL050-3816-3110

■ **関東運輸局埼玉運輸支局**

さいたま市西区大字中釘2154-2
TEL050-5540-2026
(登録ヘルプデスク)

■ **埼玉県自動車税事務所大宮支所**

さいたま市西区大字中釘2152
TEL623-0600

Memo





発行 川口市理財部税制課
〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号
TEL 048-258-1110 (代表)